



# 宮 崎 県 公 報

平成30年8月13日 (月曜日) 第 3020 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

## 目 次

|   |                                  |
|---|----------------------------------|
| 告 示                                       | 頁                                |
| ○生活保護法に基づく指定施術者の施術所の所在地の変更…………… (福祉保健課) 1 | ○屋外広告物講習会の運営に関する事務の委託… (都市計画課) 1 |
|   | 公 告                              |
|   | ○屋外広告物講習会の開催…………… (都市計画課) 1      |

## 告 示

### 宮崎県告示第 671号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第55条第 2 項において準用する同法第50条の 2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第30号) 第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、指定施術者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成30年8月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 1 届出をした指定施術者の氏名並びに施術所の名称及び所在地

| 氏名及び<br>施術所の名称           | 所 在 地        |
|--------------------------|--------------|
| 岩元 暢人<br>在宅鍼灸マッサー<br>ジ手心 | 都城市早水町30号5番地 |

#### 2 届出事項

| 施術所の所在地                   |                  | 変更年月日     |
|---------------------------|------------------|-----------|
| 変 更 前                     | 変 更 後            |           |
| 都城市都北町5507M<br>スクエアA- 101 | 都城市早水町30号5<br>番地 | 平成30年7月1日 |

### 宮崎県告示第 672号

宮崎県屋外広告物条例 (平成 5 年宮崎県条例第13号) 第34条第 2 項の規定により、同条第 1 項に規定する講習会の運営に関する事務を次のとおり委託する。

平成30年8月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 1 委託の相手方

宮崎市恒久4丁目2-16  
宮崎県広告美術協同組合

#### 2 委託期間

平成30年8月13日から平成30年10月19日まで

## 公 告

宮崎県屋外広告物条例 (平成 5 年宮崎県条例第13号) 第34条第 1 項の規定により、屋外広告物講習会を次のとおり開催する。

平成30年8月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 1 開催の日時

平成30年10月5日 (金曜日) 午前10時から午後5時まで

#### 2 開催の場所

宮崎市旭1丁目2番2号  
宮崎県企業局 県電ホール

#### 3 講習科目

- (1) 広告物等に関する法令
- (2) 広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置の方法に関する事項
- (3) 広告物等の施工に関する事項

#### 4 受講の手続

講習会を受講しようとする者は、屋外広告物講習会受講申込書に額面金額 2,200円の宮崎県収入証紙 (消印はしないこと。) と写真

(縦5センチメートル、横4センチメートル) を貼り、宮崎県広告美術協同組合 (郵便番号 880-0913 宮崎市恒久4丁目2-16) に提出すること。

#### 5 申込期限

平成30年10月1日 (月曜日)

#### 6 その他

詳細については、宮崎県県土整備部都市計画課美しい宮崎づくり推進室 (電話0985 (24) 0041) 又は宮崎県広告美術協同組合 (電話0985 (63) 3231) に問い合わせること。